平成２２年（フ）第８６５９号
大阪府大東市朋来１丁目44番206号
債務者　伊藤　一敏
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６６０号
大阪府東大阪市玉串元町１丁目１番８号
債務者　佐々木隆典
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６７５号
大阪市天王寺区生玉前町２番７号　三和クローバーハイツ502号
債務者　木下　稔大
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６８２号
大阪市住之江区西住之江４丁目７番10―106号
債務者　近藤　正和
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６９５号
大阪府枚方市香里ケ丘９丁目10番地の２　D41―201
債務者　吉田　正男
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６９９号
大阪府豊中市東豊中町６丁目11番６―602号
債務者　徳冨　孝士
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７１５号
大阪市大正区平尾５丁目15番17―405号
債務者　森本　芳一
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６９号
群馬県邑楽郡大泉町大字古氷198番地　メゾン千寿205号
債務者　石川　琢也
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２０５号
山口県宇部市大小路３丁目８番40―101号、旧住所山口県宇部市東本町１丁目７番１号
債務者　藤本　　楓（旧氏名藤本冷子・中田冷子）
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第２１２号
山口県宇部市北小羽山町２丁目５番６―206号
債務者　三原　美砂（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第５０号
北海道岩内郡岩内町字高台137番地の４
債務者　高橋　和香（旧姓野田・三上山）
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第１５３号
宮城県石巻市桃生町神取字堤外四番１番地１
債務者　佐藤俊十郎
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第３０７０号
名古屋市昭和区緑町３丁目７番地
債務者　伊藤　奈美
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３５号
三重県鈴鹿市住吉５丁目３番17号　泰西マンション403号、前住所三重県四日市市久保田２丁目13番25号
債務者　石橋　千草
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２９１号
三重県津市美里町家所６番地　リラクゼィーション林、住民票上の住所三重県鳥羽市鳥羽５丁目７番３―101号
債務者　林　　智之
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３０２号
三重県津市白山町二本木1001番地527
債務者　赤松　澄子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３１１号
三重県松阪市嬉野算所町664番地
債務者　捻木　智鶴
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
津地方裁判所破産係